

(別添 1)
課税の求め等の記載事項・記載要領例

(1) 課税の求め

令和 年 月 日

財務大臣

殿

住所又は居所
申請者 氏名又は名称
代表者名

〇〇国産〇〇〇〇に対する不当廉売関税を課することを求める書面

〇〇国から輸入された〇〇〇〇について、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実がありますので、不当廉売関税に関する政令第7条第1項に規定する不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての証拠を添えて、関税定率法第8条第4項の規定により当該〇〇〇〇に対し不当廉売関税を課することを求めます。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
2. 不当廉売された貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
 - 2-1 当該貨物の品名
 - 2-2 当該貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分及び輸入統計品目番号
 - 2-3 当該貨物の銘柄、型式及び特徴
3. 不当廉売された貨物の供給者又は供給国
4. 本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情
 - 4-1 本邦の産業が生産する不当廉売された貨物と同種の貨物

- 4-2 申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当することの説明
- 5. 不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の概要
 - 5-1 当該貨物の輸入の事実
 - 5-1-1 当該貨物の正常価格
 - 5-1-2 当該貨物の本邦向け輸出価格
 - 5-1-3 不当廉売差額（ダンピング・マージン）
 - 5-2 当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実
 - 5-2-1 当該貨物の輸入量
 - 5-2-2 当該貨物の輸入が本邦の同種の貨物の価格に及ぼす影響
 - 5-2-3 当該貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響
 - 5-2-4 因果関係
 - 5-2-4-1 当該貨物の輸入による影響
 - 5-2-4-2 当該貨物の輸入以外の要因による影響
 - 5-2-5 実質的な損害のおそれに基づき不当廉売関税を課することを求める場合には、当該貨物の輸入によって損害がもたらされることが明らかに予見され、かつ、急迫していることを示す事実
- 6. 提出に係る書面に記載された事項の一部又は証拠の全部若しくは一部を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由
- 7. 当該課税の求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況
- 8. その他参考となるべき事項
 - 8-1 不当廉売された貨物の輸入者及び供給者
 - 8-2 当該貨物と同種の貨物を生産している申請者以外の本邦の生産者等
 - 8-3 当該貨物と同種の貨物の産業上の使用者及びその団体
 - 8-4 当該貨物と同種の貨物の主要な消費者団体（当該貨物が小売に供されている場合に限る。）
 - 8-5 当該貨物の本邦及び他国における不当廉売関税課税状況
 - 8-6 当該貨物と同種の貨物の国際取引の一般的状況

(2) 新規供給者に係る不当廉売関税の変更又は廃止の求め

令和 年 月 日

財務大臣

殿

住所又は居所
申請者 氏名又は名称
代表者名

〇〇国産〇〇〇〇に対する不当廉売関税の新規供給者に係る課税の
変更（廃止）を求める書面

〇〇〇政令（〇〇〇年政令第〇〇〇号）により課されている〇〇国から輸入された〇〇〇〇に対する不当廉売関税の額は、現実の不当廉売差額と異なるものと考えますので、不当廉売関税に関する政令第7条第2項に規定する申請者に係る貨物に課される当該不当廉売関税の額が当該貨物の現実の不当廉売差額と異なることに関する事実についての証拠及び同項に規定する調査の対象となる期間内に本邦に輸入された指定貨物の供給者と関係を有しないことを誓約する書面を添えて、関税定率法第8条第12項の規定により当該不当廉売関税の変更（廃止）を求めます。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
2. 不当廉売関税に係る指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
 - 2-1 当該貨物の品名
 - 2-2 当該貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分及び輸入統計品目番号
 - 2-3 当該貨物の銘柄、型式及び特徴
3. 新規供給者に該当する事情
 - 3-1 企業概要
 - 3-1-1 企業の名称
 - 3-1-2 会社の種類（株式会社、有限会社、合資会社等）

- 3－1－3 資本金
 - 3－1－4 代表者氏名
 - 3－1－5 従業員数
 - 3－1－6 本社所在地
 - 3－1－7 工場所在地
 - 3－1－8 株主
 - 3－1－9 主たる生産又は販売品目
 - 3－2 法第8条第5項又は第22項の調査の対象となった期間中の当該貨物の生産実績、販売実績及び本邦への輸入実績
4. 申請者に係る貨物に課される不当廉売関税の額が当該貨物の現実の不当廉売差額と異なることに関する事実の概要
- 4－1 当該貨物に課される不当廉売関税の額
 - 4－2 当該貨物の正常価格
 - 4－3 当該貨物の本邦向け輸出価格
 - 4－4 現実の不当廉売差額
5. 提出に係る証拠等を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由
6. その他参考となるべき事項
- 6－1 申請者に係る指定貨物の輸入者

(3) 不当廉売関税の変更又は廃止の求め

令和 年 月 日

財務大臣

殿

住所又は居所
申請者 氏名又は名称
代表者名

〇〇国産〇〇〇〇に対する不当廉売関税の変更（廃止）を求める書面

〇〇〇政令（〇〇〇年政令第〇〇〇号）により課されている〇〇国から輸入された〇〇〇〇に対する不当廉売関税について、事情の変更があると考えますので、不当廉売関税に関する政令第7条第3項に規定する関税定率法第8条第20項第1号又は第2号に掲げる事情の変更があることについての証拠を添えて、同条第21項の規定により当該不当廉売関税の変更（廃止）を求めます。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
2. 不当廉売関税に係る指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
 - 2-1 当該貨物の品名
 - 2-2 当該貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分及び輸入統計品目番号
 - 2-3 当該貨物の銘柄、型式及び特徴
3. 不当廉売関税に係る指定貨物の供給者又は供給国
4. 指定貨物の供給者若しくはその団体、輸入者若しくはその団体又は本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情
 - 4-1 当該貨物の供給者若しくはその団体、輸入者若しくはその団体に該当する事情
 - 4-2 本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情
 - 4-2-1 本邦の産業が生産する不当廉売された貨物と同種の貨物

4-2-2 申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当することの
説明

5. 指定貨物に係る不当廉売についての事情の変更又は当該貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての事情の変更の概要
 - 5-1 当該貨物に係る不当廉売についての事情の変更
 - 5-1-1 当該貨物の正常価格についての事情の変更
 - 5-1-2 当該貨物の本邦向け輸出価格についての事情の変更
 - 5-1-3 不当廉売差額についての事情の変更
 - 5-2 当該貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての事情の変更
 - 5-2-1 当該貨物の輸入量についての事情の変更
 - 5-2-2 当該貨物の輸入が本邦の同種の貨物の価格に及ぼす影響についての事情の変更
 - 5-2-3 当該貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての事情の変更
 - 5-2-4 実質的な損害のおそれについての事情の変更を求める場合には、当該貨物の輸入によって損害がもたらされていることが明らかに予見され、かつ、急迫していることを示す事実についての事情の変更
6. 提出に係る証拠等を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由
7. 申請者が本邦の産業に利害関係を有する者である場合、申請者の事情変更の求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況
8. その他参考となるべき事項
 - 8-1 不当廉売関税に係る指定貨物の輸入者及び供給者
 - 8-2 当該貨物と同種の貨物の国際取引の一般状況
 - 8-3 申請者が本邦の産業に利害関係を有する者である場合には、当該貨物と同種の貨物を生産している申請者以外の本邦の生産者等

(4) 不当廉売関税の課税期間の延長の求め

令和 年 月 日

財務大臣

殿

住所又は居所
申請者 氏名又は名称
代表者名

〇〇国産〇〇〇〇に対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める書面

〇〇〇政令（〇〇〇年政令第〇〇〇号）により課されている〇〇国から輸入された〇〇〇〇に対する不当廉売関税に関し、不当廉売関税に係る指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が課税期間の満了後も継続し、又は再発するおそれがあると考えますので、不当廉売関税に関する政令第7条第4項に規定する、関税定率法第8条第26項に規定する不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての証拠を添えて、同項の規定により当該不当廉売関税の課税期間の延長を求めます。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
2. 不当廉売関税に係る指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
 - 2-1 当該貨物の品名
 - 2-2 当該貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分及び輸入統計品目番号
 - 2-3 当該貨物の銘柄、型式及び特徴
3. 不当廉売関税に係る指定貨物の供給者又は供給国
4. 本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情

5. 不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間（課税期間）の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることの概要
6. 提出に係る証拠等を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由
7. 当該延長の求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況
8. その他参考となるべき事項
 - 8－1 不当廉売関税に係る指定貨物の輸入者及び供給者
 - 8－2 当該貨物と同種の貨物を生産している申請者以外の本邦の生産者等
 - 8－3 当該貨物と同種の貨物の国際取引の一般状況

(5) 約束の変更の求め

令和 年 月 日

財務大臣

殿

住所又は居所
申請者 氏名又は名称
代表者名

〇〇国産〇〇〇〇に関する約束の変更を求める書面

〇〇国から輸入された〇〇〇〇に関して、関税定率法第8条第8項により受諾された約束について、事情の変更があると考えますので、不当廉売関税に関する政令第7条第5項に基づき、関税定率法第8条第20項第1号又は第2号に掲げる事情の変更があることについての証拠を添えて、同条第31項の規定により当該約束の変更を求めます。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
2. 約束に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
 - 2-1 当該貨物の品名
 - 2-2 当該貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分及び輸入統計品目番号
 - 2-3 当該貨物の銘柄、型式及び特徴
3. 約束に係る貨物の供給者又は供給国
4. 約束に係る貨物の輸出者に該当する事情
5. 約束に係る貨物に関する不当廉売についての事情の変更又は当該貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての事情の変更の概要
 - 5-1 当該貨物に関する不当廉売についての事情の変更

- 5-1-1 当該貨物の正常価格についての事情の変更
- 5-1-2 当該貨物の本邦向け輸出価格についての事情の変更
- 5-1-3 不当廉売差額についての事情の変更
- 5-2 当該貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての事情の変更
 - 5-2-1 当該貨物の輸入量についての事情の変更
 - 5-2-2 当該貨物の輸入が本邦の同種の貨物の価格に及ぼす影響についての事情の変更
 - 5-2-3 当該貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての事情の変更
- 6. 提出に係る証拠等を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由
- 7. 変更を求める約束の具体的内容
 - 7-1 変更前（現在）の約束の内容
 - 7-2 変更後の約束の内容
- 8. その他参考となるべき事項
 - 8-1 約束に係る貨物の輸入者